

[様式 9 - 1]

福祉サービス等第三者評価結果

総合評価

受診施設名	社会福祉法人京都社会福祉協会 京都市修学院第二児童館	施設種別	児童館
評価機関名	一般社団法人京都社会福祉士会		

平成25年4月24日

総 評	<p>京都市修学院第二児童館は、一乗寺駅から徒歩5分以内の修学院第二小学校の敷地内東側にある児童館です。住宅街の中に位置し、近くには一乗寺公園があります。</p> <p>平成22年4月に一乗寺学童保育所を引き継ぐ形で新たに開設され、今年で3年目を迎える児童館内は、段差がなく、障がい者トイレを完備するなど、可能な限りバリアフリーに努めた構造であり、床には明るい木材が使用され、2階から直接修学院第二小学校の校庭につながる経路が設けられている等、利用者にとって安全・安心な環境となっています。</p> <p>公益社団法人京都市児童館学童連盟に加入した社会福祉法人京都社会福祉協会を母体とする児童館であるため、児童館運営・活動の評価・検討・改善に取り組まれている両法人のバックアップ体制下で、サービスの質の向上に繋がる実践に努めておられます。</p> <p>必要な記録の作成、保管については適切に行われ、職員間での情報共有に寄与していますので、今後は記録を、より日々の活動に反映させていただければと考えます。</p> <p>現在の学童クラブ在籍児童は、すべて修学院第二小学校の児童であり、地域や学校、子育て支援機関との連携ネットワークを基盤として、学校と家庭の隙間を埋める地域の社会資源としての機能を果たしています。同時に、児童館の理念に基づき、児童館がすべての地域住民にとっての「居場所」となるように、地域の民生・児童委員をはじめとする地域住民や大学生・大学院生をボランティアとして受け入れ、様々な形で児童館活動に参加することで、地域福祉の拠点としての機能も果たしています。</p> <p>さらに、左京区子ども支援センター、学区の社会福祉協議会や修学院第二小学校、修学院中学校との協力・協働・連携を積極的に行っており、平成25年度着手予定の児童館運営委員会の設置によって、さらなる児童館活動の充実と地域の子育て支援の輪が一層広がることを期待できます。</p>
特に良かった点(※)	<p>○利用者地域とのかかわり</p> <p>ホームページ等にも『地域の皆さんから愛され支えていただける児童館として、赤ちゃんから大人まで、「児童館にかかわる人全てが笑顔になる居場所づくり」を目指し』と公表されているとおり、「卓球クラブ」、「修二寺子屋(囲碁教室等)」や「子育てサロン」等、学区社会福祉協議会、自治会連合会、民生・児童委員等との密な協働・連携によって、地域住民参加型の児童館活動の実践を行っておられます。</p> <p>また児童館内各所に子育てに関する相談機関連絡先を掲示し、子育てについて活用できる社会資源や地域の情報を利用者にはわかりやすく提供しています。</p>

	<p>○サービス実施計画の適切な策定 個々の児童館活動計画案(日案)を策定し、職員会議で計画内容の検討・決定を行っていることが、職員会議録で確認できました。また、計画実施後には、日案の反省欄を活用して活動の振り返りと課題を記録し、全職員がそれを共通理解して次回の活動実施に活用される仕組みを整えています。</p> <p>○乳幼児から中高生までの児童の利用 乳児、幼児のプログラムや学童保育のみならず、小学生から高校生までの児童が気軽に利用できる「卓球クラブ」、「修二寺子屋」や「あきつ塾」等、学童保育に登録していない小学生や中学・高校生も気軽に利用できるプログラムを多数企画し実施しています。これらの多彩なプログラムによって、年間のべ2000名を超える小学生の自由来館がある他、前年と比較して平成24年度は中学生の利用も増加し行事の日だけでなく日常化していることが、利用状況報告書からも明らかで居場所となっています。</p>
<p>特に改善が 望まれる点(※)</p>	<p>○中長期計画を踏まえた事業計画の策定 中長期の目標(ビジョン)に従って年間行事予定表を作成し、これを単年度事業計画としていますが、中長期計画およびこれに基づく数値目標を含む単年度事業計画は、ありません。 年間行事予定表は、単年度事業計画に基づいて策定されるべきものであるため、まず、明確にされている中長期の目標(ビジョン)を反映した中長期計画を策定し、それに基づく単年度事業計画を策定することが求められます。尚、その際には、単年度事業計画の評価、見直しの観点からも数値目標を設定することが望ましいと思います。</p> <p>○利用者のプライバシー保護に関する規定・マニュアル整備 プライバシー保護については、この観点から授乳時の目隠しスクリーンを配備する等、取り組み実践をすでに行っています。しかし、これに関する規定やマニュアルの整備はありません。 実際に行われている取り組みに対して、規定やマニュアルは、チェックや振り返り、見直しと改善の基準となるものであることから、早期に整備されることを期待します。</p> <p>○中・高生の児童の主体性・社会性を養う活動 中学生の利用者数が増加し、日常化してきていますが、現在、中・高生のみを対象とする取り組みは企画・実施されていません。中・高生の児童の育成課題に則した活動実践が行えるように、特化した活動プログラムが企画されるとともに、現在実施している小・中・高生が参加可能な活動プログラムにおいても、中・高校生が小学生のリーダー的役割を担えるような意図的な取り組みが行われることを期待します。</p>

※それぞれ内容を3点程度に絞って掲載しています。評価項目毎のコメントは「評価結果対比シート」の「自由記述欄」に記載しています。

京都府福祉サービス等第三者評価事業

[様式9-2]

【共通評価基準】 児童館版

評価結果対比シート

受診施設名	社会福祉法人京都社会福祉協会 京都市修学院第二児童館
施設種別	児童館
評価機関名	一般社団法人京都社会福祉士会
訪問調査日	平成25年2月27日

I 福祉サービスの基本方針と組織

評価分類	評価項目	評価細目	評価結果	
			自己評価	第三者評価
I-1 理念・基本方針	I-1-1(1) 理念、基本方針が確立されている。	① 理念が明文化されている。	B	A
		② 理念に基づく基本方針が明文化されている。	B	B
	I-1-1(2) 理念、基本方針が周知されている。	① 理念や基本方針が職員に周知されている。	B	A
		② 理念や基本方針が利用者等に周知されている。	B	B
I-2 計画の策定	I-2-1(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。	① 中・長期計画が策定されている。	C	B
		② 中・長期計画を踏まえた事業計画が策定されている。	C	C
	I-2-1(2) 計画が適切に策定されている。	① 計画の策定が組織的に行われている。	B	C
		② 計画が職員や利用者等に周知されている。	C	C
I-3 管理者の責任とリーダーシップ	I-3-1(1) 管理者の責任が明確にされている。	① 管理者自らの役割と責任を職員に対して表明している。	B	B
		② 遵守すべき法令等を正しく理解するための取り組みを行っている。	B	B
	I-3-1(2) 管理者のリーダーシップが発揮されている。	① 質の向上に意欲を持ちその取り組みに指導力を発揮している。	B	A
		② 経営や業務の効率化と改善に向けた取り組みに指導力を発揮している。	A	A

[自由記述欄]

I-1-1(1)①	法人(京都社会福祉協会)の理念に基づいて策定された児童館の理念「児童館にかかわる人全てが笑顔になる居場所づくり」を館内に掲示しています。
I-1-1(1)②	理念に基づいて定められた三つの活動方針は、児童館職員の行動規範となるように、具体的でわかり易く表現しています。しかし、パンフレットや広報紙等には、記載されていません。
I-1-1(2)①	理念や活動方針は職員会議(1回2時間/月)において、全職員に周知しています。理念や活動方針に基づいた実践テーマ「日案」を全職員の総意により策定し、日々実践しています。
I-1-1(2)②	保護者や学区社会福祉協議会は「児童館だより」等で活動内容等を周知していますが、地域の関係機関に周知できているかは把握していません。
I-2-1(1)①	中長期目標「ビジョン」として「心のバリアフリー」を挙げて、明文化していますが、具体的な計画・数値目標等を定めるところには至っていません。
I-2-1(1)②	「京都市児童館活動指針」に基づいて策定した分かりやすい内容の「年間行事予定表」を単年度の事業計画としていますが、中長期計画に基づく事業計画にはなっていません。
I-2-2(1)①	職員全員参加で「年間行事予定表」を策定していますが、事業計画を策定するには至っていません。
I-2-2(2)②	年間行事予定については、職員には周知していますが、事業計画は周知していません。
I-3-1(1)①	館長の役割・責任を「館長の心得」で明文化していますが、広報紙等を使っての表明はしていません。また、館長自らが「館長の心得」の実践者として、その妥当性を検証する手段は講じていません。
I-3-1(1)②	児童福祉法に関する法令知識は、関係組織からの通達や外部研修等で得て、館長自ら「社会福祉関連法令集」を作成しています。しかし、児童福祉法以外の関連法令等のリスト化や職員への周知の取り組みは不十分です。
I-3-2(1)①	館長は、率先して児童館事業の質の向上に取り組み、月2回開催の職員会議において、全職員とともに実践状況の把握・評価・反省・見直し等を行っています。しかし、見直し後に上げた改善点を次期計画に反映するには至っていません。
I-3-2(2)②	月間及び年間の「利用状況報告書」と「活動報告書」を基に、職員会議で経営・運営に関する検証を行っています。職員一人ひとりの考えを聞き取りやレポートで把握しています。

II 組織の運営管理

評価分類	評価項目	評価細目	評価結果	
			自己評価	第三者評価
II-1 経営状況の把握	II-1-(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。	① 事業経営をとりまく環境が的確に把握されている。	B	B
		② 経営状況を分析して改善すべき課題を発見する取り組みを行っている。	B	B
		③ 外部監査が実施されている。	A	C
II-2 人材の確保・養成	II-2-(1) 人事管理の体制が整備されている。	① 必要な人材に関する具体的なプランが確立している。	A	A
		② 人事考課が客観的な基準に基づいて行われている。	C	C
	II-2-(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。	① 職員の就業状況や意向を把握し必要があれば改善する仕組みが構築されている。	B	B
		② 福利厚生事業に積極的に取り組んでいる。	A	A
	II-2-(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。	① 職員の教育・研修に関する基本姿勢が明示されている。	B	B
		② 個別の職員に対して組織としての教育・研修計画が策定され計画に基づいて具体的な取り組みが行われている。	A	A
		③ 定期的に個別の教育・研修計画の評価・見直しを行っている。	B	B
	II-2-(4) 実習生の受入れが適切に行われている。	① 実習生の受入れに対する基本的な姿勢を明確にし、体制を整備している。	B	B
		② 実習生の育成について積極的な取り組みを行っている。	B	B
	II-3 安全管理	II-3-(1) 利用者の安全を確保するための取り組みが行われている。	① 緊急時(事故、感染症の発生時など)の対応など利用者の安全確保のための体制が整備されている。	A
② 利用者の安全確保のためにリスクを把握し対策を実行している。			B	B
II-4 地域との交流と連携	II-4-(1) 地域との関係が適切に確保されている。	① 利用者と地域とのかかわりを大切にしている。	A	A
		② 事業所が有する機能を地域に還元している。	B	B
		③ ボランティア受入れに対する基本姿勢を明確にし、体制を確立している。	B	B
	II-4-(2) 関係機関との連携が確保されている。	① 必要な社会資源を明確にしている。	A	A
		② 関係機関等との連携が適切に行われている。	B	A
	II-4-(3) 地域の福祉向上のための取り組みを行っている。	① 地域の福祉ニーズを把握している。	B	B
② 地域の福祉ニーズに基づく事業・活動が行われている。		C	A	

【自由記述欄】

II-1-(1)①	月1回、協会の17児童館館長会・法人館長会、連盟の施設長会において、事業経営に関する情報の収集に努めています。また、京都市学童連盟運営の学校施設運営委員会では、地域の児童に纏わる情報を収集していますが、得られた情報を中長期計画や年度事業計画に反映するには至っていません。
II-1-(1)②	職員会議や研修会において、事業所の経営状況や改善策に関して検討し、その議事録や研修レジメを回覧し、職員に周知しています。しかし、検討後に挙げた改善課題に取り組むところまでには至っていません。
II-1-(1)③	法人本部が毎月、児童館が提出した会計書類等を点検、指導し、さらに、年1回の内部監査を実施しています。しかし、外部監査の実施はありません。
II-2-(1)①	正規職員の採用は、法人本部が人材プランや「異動実施要項」に基づいて行っています。一方、非常勤職員については児童館に裁量権があり、適正人員配置に努めています。職員の8割が保育士の資格を持っています。(資格保有状況については8割が保育士です。)
II-2-(1)②	「人事考課制度」は、児童館にはなじまないという館長の方針に基づき、実施していません。また、館長による職員個人面接を行っていますが、評価の基準が明確でないため、フィードバックが十分とは言えません。
II-2-(2)①	個人面談等で職員一人ひとりの就業状況や職務に関する意向を聞き取り、労働環境の改善に役立てています。カウンセラー等の専門家を確保するには至っていませんが、職員からの相談には館長が常時対応しています。

II-2-(2)②	職員は京都市民間社会福祉施設職員共済会(福利厚生事業)に加入し、適宜活用しています。また、児童館負担による年1回の健康診断や法人職員交流会等も実施しています。
II-2-(3)①	連盟・法人が定める「職員研修実施要綱」と、児童館規定の「児童館職員の心構え」や「対応マニュアル」に、職員の教育研修に関する基本姿勢や求める職員像等を明記しています。しかし、活動方針等には明記されていません。
II-2-(3)②	京都市児童館学童連盟や法人本部で体系づけられた研修を、各職員が経験年数に応じて履修していることが、個人別の履修表で確認できました。また、法人内交換研修で相互研鑽を促し、職員の資質向上に努めています。
II-2-(3)③	研修を修了した職員は、報告書を作成し、職員会議で発表しています。しかし、研修受講の成果がどのように現場に行かされているかの評価・分析には、至っていません。
II-2-(4)①	「教育実習マニュアル」に目的・オリエンテーション・日課・内容・守秘義務等が明記されています。開設以来、受入実績が1件であり、継続的な取り組みには至っておらず、また実習指導者研修の履修者はいません。
II-2-(4)②	実習計画と実習プログラムを整備され、実習生対象にアンケート調査を行っています。しかし、その後依頼が無い為、経験を活かす機会に恵まれず、学校側との連携等の取り組みが不十分のままとなっています。
II-3-(1)①	危機管理マニュアル「自然災害時における予防と対応」、「事故発生時における予防と対応」や「感染症および食中毒の防止」等を整備しています。また点検表を用いた安全点検等を実施しています。
II-3-(1)②	「避難訓練(火災)実施計画」、「避難訓練(地震)実施計画」や「防犯避難訓練実施(案)」を策定しています。「事故・事件に学ぶコンプライアンス」の研修にも参加しています。しかし、事故防止策等の安全確保策の実施状況や実効性についての定期的な評価・見直しは行っていません。
II-4-(1)①	地域の団体や住民との関係を重視し、自治連、学区社協、民生・児童委員、大学生など、地域組織・団体等との連携した活動を行っています。
II-4-(1)②	乳幼児の「ひだまりひろば」で、保健師に育児に関する話をしてもらう等、児童の健全育成への取り組みを行い、地域住民の参加があります。しかし、児童館の運営・活動状況の印刷物等を積極的に地域に提供している状況ではありません。
II-4-(1)③	学区社協の高齢者による修二寺子屋の囲碁教室、また大学生や大学院生達の遊びの指導や卓球クラブへのコーチ等多くのボランティアの受け入れがあります。ボランティアの活動意義や方針を明文化したものはありませんが、受け入れ時には必要な説明は行っています。
II-4-(2)①	「災害時等の緊急連絡網」や「関係機関の電話番号一覧表」などを職員室に掲示しています。
II-4-(2)②	「要保護児童対策地域協議会」への参加、連絡体制を整備し、地域の子供たちの抱える問題を共有しています。
II-4-(3)①	地域の関係機関より子育て、児童健全育成に関する情報を収集しています。また民生・児童委員が開催する子育てサロンへの支援も行い、連携を図っています。しかし、地域の放課後児童の利用促進についての取り組みは、十分ではありません。
II-4-(3)②	幼児クラブ等の登録申込書で利用者ニーズの把握を行い、それに基づく地域に開かれた児童館活動を展開しています。

Ⅲ 適切な福祉サービスの実施

評価分類	評価項目	評価細目	評価結果		
			自己評価	第三者評価	
Ⅲ-1 利用者本位の福祉サービス	Ⅲ-1-(1) 利用者を尊重する姿勢が明示されている。	① 利用者を尊重したサービス提供について共通の理解をもつための取り組みを行っている。	A	A	
		② 利用者のプライバシー保護に関する規程・マニュアル等を整備している。	A	B	
	Ⅲ-1-(2) 利用者満足の上昇に努めている。	① 利用者満足の上昇に意図した仕組みを整備している。	B	A	
		② 利用者満足の上昇に向けた取り組みを行っている。	C	A	
	Ⅲ-1-(3) 利用者が意見等を述べやすい体制が確保されている。	① 利用者が相談や意見を述べやすい環境を整備している。	A	A	
		② 苦情解決の仕組みが確立され十分に周知・機能している。	B	B	
		③ 利用者からの意見等に対して迅速に対応している。	B	B	
	Ⅲ-2 サービスの質の確保	Ⅲ-2-(1) 質の向上に向けた取り組みが組織的に行われている。	① サービス内容について定期的に評価を行う体制を整備している。	B	B
			② 評価の結果に基づき組織として取り組むべき課題を明確にしている。	B	C
③ 課題に対する改善策・改善計画を立て実施している。			B	C	
Ⅲ-2-(2) 個々のサービスの標準的な実施方法が確立している。		① 個々のサービスについて標準的な実施方法が文書化されサービスが提供されている。	C	B	
		② 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	C	A	
Ⅲ-2-(3) サービス実施の記録が適切に行われている。		① 利用者に関するサービス実施状況の記録が適切に行われている。	A	A	
		② 利用者に関する記録の管理体制が確立している。	B	A	
		③ 利用者の状況等に関する情報を職員間で共有化している。	B	A	
Ⅲ-3 サービスの開始・継続		Ⅲ-3-(1) サービス提供の開始が適切に行われている。	① 利用希望者に対して活動選択に必要な情報を提供している。	B	B
	② サービスの開始にあたり利用者等に説明し同意を得ている。		A	A	
Ⅲ-4 サービス実施計画の策定	Ⅲ-4-(2) 利用者に対するサービス実施計画が策定されている。	① サービス実施計画を適切に策定している。	B	A	
		② 定期的にサービス実施計画の評価・見直しを行っている。	B	B	

【自由記述欄】

Ⅲ-1-(1)①	「対応マニュアル」に、利用者接遇や対応の基本について明示しています。利用者尊重や基本人権への配慮についての勉強会を実施しています。
Ⅲ-1-(1)②	授乳時のスクリーン等、プライバシー保護に対する設備はありますが、規定やマニュアルはありません。
Ⅲ-1-(2)①	毎年、学童クラブ・幼児クラブの保護者にアンケート調査を実施しています。また、学年別懇談会や個人懇談の機会も設定しています。
Ⅲ-1-(2)②	実施した事業や活動の評価を職員会議で検討・分析し、開催事業の質の向上に反映しています。
Ⅲ-1-(3)①	職員が、意見や相談が述べやすいように日常的に職員が利用者に声掛けを行っています。利用案内に相談方法についての明記もあり、スペースも確保しています。
Ⅲ-1-(3)②	苦情解決責任者や第三者委員の設置があり、明文化しています。しかし、苦情内容及び解決結果に関する公表は行っていません。
Ⅲ-1-(3)③	法人共通の「苦情解決実施要綱」や職員の心構え及び対応マニュアルがあります。保護者からの要望や意見に対して迅速に対応していますが、対応マニュアルの定期的な見直しは行っていません。
Ⅲ-2-(1)①	今回が初めての第三者評価受診です。自己評価の実施の経験はありませんが、担当者を決めて、評価受診に向け取り組んできたところです。
Ⅲ-2-(1)②	今回、初めての第三者評価受診である為、第三者の評価結果はありません。
Ⅲ-2-(1)③	今回、初めての第三者評価受診である為、今後の課題となります。
Ⅲ-2-(2)①	「京都市児童館活動指針」に、子どもの個性の尊重やプライバシー保護の姿勢、各事業に取り組む際の留意点を明示しています。また、職員会議において常に検討していますが、本児童館独自で定めたマニュアル等はありません。

Ⅲ-2-(2)②	「京都市児童館活動指針」に基づいてサービスを実施し、成果と課題を職員全員で検討し、それらを報告書にまとめています。また、学期毎や年度末に見直しも行っています。
Ⅲ-2-(3)①	サービス実施状況は児童館日誌や学童クラブ日誌に記載しています。個別に援助する必要のある児童についても記録を取っています。
Ⅲ-2-(3)②	記録の管理に関する保管、保存、廃棄、情報の開示に関する規定があり、鍵のかかるロッカーで保管しています。職員の研修や守秘義務の遵守の周知徹底も行っています。
Ⅲ-2-(3)③	職員会議を月に2回開催し、職員間で利用者の情報を共有しています。さらに、必要に応じて、状況の把握と共有をしています。
Ⅲ-3-(1)①	ホームページや広報紙で活動の様子をPRしています。また学区の全小学生に、児童館だよりを配布しています。小学校の就学前健診時に、児童館の様子を詳しく紹介しています。紹介用のビデオはありません。
Ⅲ-3-(1)②	入館説明会で活動内容やサービスが分かりやすいパンフレットや利用のしおり等を用いて説明を行っており、必要な同意も得ています。
Ⅲ-4-(2)①	年間行事予定表をもとに活動計画を職員の合議で作成しています。また、職員会議において、実施後の振り返りや検討をしています。
Ⅲ-4-(2)②	職員会議において、活動実施後に振り返りや検討を行い、全職員によって活動計画の見直しを行っています。しかし、緊急に計画を変更する場合の仕組みは十分ではありません。

京都府福祉サービス等第三者評価事業

[様式9-2]

【付加基準】 評価結果対比シート 児童館

受診施設名	社会福祉法人京都社会福祉協会 京都市修学院第二児童館
施設種別	児童館
評価機関名	一般社団法人京都社会福祉士会
訪問調査日	平成25年2月27日

【付加基準】児童館版 評価結果対比シート

評価分類	評価項目	評価細目	評価結果	
			自己評価	第三者評価
A 児童館等の活動に関する事項 (小型児童館・児童センター用付加基準)	A-1 遊びの環境整備	① 遊ぶ際に守るべき事項(きまり)が、利用者に理解できるように決められている	B	B
		② 乳幼児から中高生までの児童すべてが日常的に気軽に利用できる環境がある	A	A
		③ 利用者が自発的かつ創造的に活動できるように環境を整備している	B	A
		④ くつろいだり、休憩したりするふれあいスペースを作っている	A	A
		⑤ 幅広い年齢の児童が交流できる場が日常的に設定されている	B	A
【自由記述欄】				
A-1-①	部屋の目的に応じた「おやくそく」を各部屋に掲示しています。必要に応じて改善していますが、定期的な見直しは行っていません。			
A-1-②	乳幼児から中学生までの利用があります。学童クラブ未登録の小学生が、登録児童を訪ねて遊びに来ることが日常的にあります。			
A-1-③	遊戯室には、安全な遊具・スポーツ用具が用意され、自由に遊べる環境になっています。また、卓球台の出し入れは必ず職員が行い、卓球クラブ時は、遊戯室使用をクラブのみに限定する等、児童の安全に配慮しています。			
A-1-④	遊戯室、図書・創作活動室、育成室があり、基本的には、自由に利用できる環境を提供しています。特に、絨毯敷きの図書・創作活動室は、くつろいで過ごせる場所として活用しています。			
A-1-⑤	卓球クラブをはじめとして、小学生から高校生までが一緒に参加できるプログラムを多数準備しています。また「ちゃれんじ体験」では、修学院中学校、修学院第二小学校と連携して、中学生を受け入れ、異年齢児童の交流促進を行っています。			
評価分類	評価項目	評価細目	評価結果	
			自己評価	第三者評価
A 児童館等の活動に関する事項 (小型児童館・児童センター用付加基準)	A-2 乳幼児と保護者への対応	① 乳幼児と保護者が日常的に利用している	A	A
		② 乳幼児活動が年間を通じて実施されており、その内容が参加者のニーズに基づいたものになっている	B	B
		③ 保護者同士が交流する機会が設けられており、保護者が企画や運営に参加している	A	A
【自由記述欄】				
A-2-①	乳幼児対象のプログラムの参加者のみならず、地域の乳幼児と保護者の日常的な利用があります。			
A-2-②	年間を通じて、乳幼児のひろばや幼児クラブを実施しています。また、民生・児童委員が開催する子育てサロンや保健師による講座を開催しています。しかし、乳幼児対象のプログラムは、乳幼児と保護者が一緒に行うものしか実施していません。			
A-2-③	幼児クラブでは、保護者を班分けし、保護者と職員が協働して活動を進めている他、学童行事の「かぜのこ親子キャンプ」では、保護者と職員が、キャンプ実行委員会を設置し、企画・運営しています。			
評価分類	評価項目	評価細目	評価結果	
			自己評価	第三者評価
A 児童館等の活動に関する事項 (小型児童館・児童センター用付加基準)	A-3 小学生への対応(核となる児童館活動)	① 職員が個々の児童の状態や心理を考慮して適切に援助している	A	A
		② 職員が個別・集団援助技術を念頭において、個人や集団の成長に向けて働きかけている	B	A
		③ 障害の有無や国籍の違いを超えて、児童と一緒に遊びお互いに理解を深める取り組みが行われている	B	B
		④ 行事やクラブ活動が、日常活動とのバランスや児童の自主性・主体性を育てることを意識して企画されている	A	A

【自由記述欄】				
A-3-①	学童クラブの児童のみならず、全ての児童の日々の様子を的確に把握し、個々への適切な支援を行い、その内容を記録し、職員間で情報共有を図っています。			
A-3-②	年3～4回発表の機会が確保されている「豊年太鼓」での活動や学童での班活動等、児童の集団での成長を意図した取り組みをしています。また、課題のある児童の対応については、職員会議で事例検討を行っています。			
A-3-③	学童では、障がい児を含めてすべての児童を班に分けて活動を行っています。活動に際して、視覚提示カードの活用や、障がい児童に配慮した班分け等、すべての児童がともに活動できるように工夫しています。しかし、国籍の異なる利用者に対して、日本語以外の対応ができないという現状があります。			
A-3-④	卓球クラブでは、片付け当番を設けたり、学童クラブでは、今年目標を児童に決めさせ、児童がそれをポスターにして館内に掲示する等、子どもの自主性や主体性の育成に力を注いでいます。			
評価分類	評価項目	評価細目	評価結果	
			自己評価	第三者評価
A 児童館等の活動に関する事項 (小型児童館・児童センター用付加基準)	A-4 中高生への対応	① 日常的に中高生の利用がある	B	A
		② 中高生が主体性や社会性を養えるような活動を継続して実施している	C	C
	A-5 利用者からの相談への対応	① 利用者からの相談への対応が自然な形で行われている	B	B
		② 虐待を受けた児童や不登校児への支援体制が整っている	B	B
	A-6 障害児への対応	① 障害のある児童の利用に対する支援策が整っている	A	A
	【自由記述欄】			
A-4-①	中高生タイム(午後5時～午後6時30分)や中高生が参加可能なプログラムを設け、児童館だより等で広報しています。児童館まつりを中心に多数の中学生の利用があり、その利用は日常化してきています。			
A-4-②	中学生の来館数は増加してきましたが、現時点では、高校生の利用がなく、中学生も定期的な利用ではないため、中高生自らが企画したり、運営するような取り組みはありません。			
A-5-①	子育てに関する相談機関連絡先を、館内各所に掲示し、利用者が必要に応じて各機関に相談できるように、情報を提供しています。また、玄関には「児童館へのご意見・ご要望・ご相談は」という掲示をして、利用者がいつでも相談できる体制を整えています。しかし、相談対応についての明確な記録は確認できませんでした。			
A-5-②	左京区の要保護児童対策地域協議会の代表者会議メンバーでもあり、関係機関との連携体制を確立しています。しかし、現在まで、被虐待児童や不登校児童の支援事例がなく、具体的な支援方針の策定には至っていません。			
A-6-①	障害のある児童の利用については、学校担任と情報共有を行い、職員会議で共通理解をして必要な支援策を講じています。また、職員が連盟で実施している研修に参加することで、支援スキルの向上を図っています。			
評価分類	評価項目	評価細目	評価結果	
			自己評価	第三者評価
A 児童館等の活動に関する事項 (小型児童館・児童センター用付加基準)	A-7 地域の子育て環境づくり	① 住民による子育て支援活動や健全育成活動を促進している	B	B
		② 地域社会で児童が安全に過ごせるような取り組みをしている	B	B
	A-8 広報活動	① 広報活動が適切に行われている	B	A
		② 児童館の活動内容をわかりやすく知らせ、利用促進につながるように創意ある広報活動が行われている	B	A
【自由記述欄】				
A-7-①	「卓球クラブ」や「修二寺子屋」等、多くの住民が年間を通じて児童館の活動に関わり、児童の健全な育成に寄与しています。しかし、地域の人々で構成された児童館の運営委員会は、今まではなく平成25年度着手する予定です。			
A-7-②	新学年が始まる前に、職員が帰路の安全についての実地確認を行い、4月は児童の帰宅時に、コース毎に職員が同行しています。小学校の「みまもり隊」との情報共有は行っていますが、地域住民と共に行う取り組みはありません。			
A-8-①	京都新聞、子ども支援センターのホームページや広報誌に、随時児童館の情報を掲載したり、連盟や協会のホームページで児童館だよりを用いた定期的な広報を行ったりしています。また、自治体等との連携広報活動や広報活動の効果と課題の定期的な検討を職員会議において行っています。			
A-8-②	児童館だよりによって児童館の行事や活動の全体を紹介し、各活動のチラシや「おたより」によって、各活動の内容をより詳しく知らせ、さらに、同じ情報を紙媒体とホームページなどの電子媒体でリンクさせるというように、工夫して広報活動を行っています。			